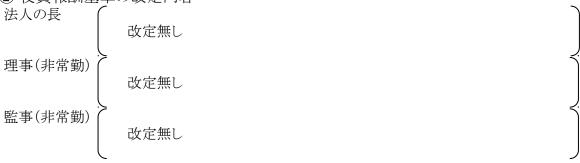
### 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
  - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
    - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

18年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成18年度下期、平成19年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を1.2とした。

(参考)役員の特別手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政 法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容



2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間	報酬等の総	額		就任・退任の状況			
12名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職	
NI 1 - E	千円	千円	千円	千円				
法人の長	22,568	15,264	7,304	- ( )				
理事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	3,288	3,288	_	- ( )				
A監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	2,844	2,844	_	- ( )				
B監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	2,844	2,844	_	- ( )				

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年			該当者なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

#### Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
  - ①人件費管理の基本方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による 評価制度を導入している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与:勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の145(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額の100分の185)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与:業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額を支給可能としている。

### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度改正同様に、次の改正を行った。

- ・一般職俸給表(1級~3級)について増額改正(約1%引き上げ)
- ・譲渡専門職俸給表の細分化(11号俸と12号俸の間に2号俸追加)
- ・配偶者以外の扶養手当の改定 5,000円→6,500円
- ・地域手当支給割合の改定(千葉7%→8%、東京13%→14.5%)
- ・勤勉手当の改定 (一般職員:0.725月→0.775月、特定幹部職員:0.925月→0.975月)

#### 2 職員給与の支給状況

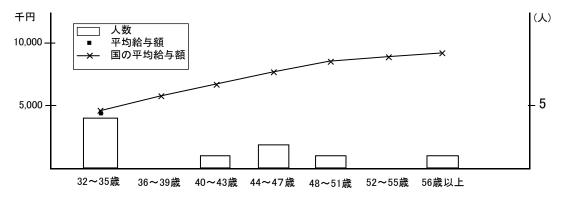
### ① 職種別支給状況

(T		_					
				平成	19年度の年	間給与額(3	
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
L						うち通勤手当	
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	币動嘅貝	5	43.3	8,834	6,419	218	2,415
	事務·技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
		5	43.3	8,834	6,419	218	2,415
Ξ			-11-	<b>4</b> m		<b>₹</b> ⊞	<b>₹</b> ⊞
	在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12/11/19/29	該当者なし					
Г		人	歳	千円	千円	千円	千円
	任期付職員	12	51.4	8,061	5,886	226	2,175
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	4	42.8	4,555	3,348	191	1,207
	//	人	歳	千円	千円	手円	千円
	施設譲渡専門職員	8	55.8	9,814	7,155	243	2,659

再任用職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
	1	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。注:研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

### ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:40~43歳、44~47歳、48~51歳、56歳以上の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位 折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
審議役•部長	1	_	_	_	_
課長・上席調査役・課長代理	2	_	_	_	_
係長・主査	3	43.5	_	6,100	_
係員	3	37.2	_	3,473	_

注:審議役・部長、課長・上席調査役・課長代理の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢・年間給与の平均額については記載していない。

注:該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位については表示していない。

注: 当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

# (常勤職員)

(11) 253,1605	·									
区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的 な職位		審議役 部長	部長 課長	課長 上席調査役	課長代理 調査役	課長代理 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員	5	人 1	0 人	人 0	人 1	人 1	人 0	人 2	0 人	人 0
(割合)		(20 %)	(0%)	(0%)	(20%)	(20%)	(0 %)	(40 %)	(0%)	(0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 一 ~ 一	歳 一 ~ 一	歳 一 ~ 一	_ ~ ~ _	歳 - - -	歳 一 ~ 一	歳 一 ~ 一	歳 一 ~ 一	歳 - と -
所定内給与 年額(最高~ 最低)		千円 - ~ -	千円 - ~ -	千円 ~	千円   ~	千円 ~	千円 ~	千円   ~	千円 - ~ -	千円 - ~ -
年間給与額 (最高~最 低)		千円 - ~ -								

(任期付職員)

(江州) 11111111115										
区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的		審議役	部長	課長	課長代理	課長代理	係長	係長	係員	係員
な職位		部長	課長	上席調査役	調査役	調査役	主査	主査	你具	你貝
人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
八貝	4	0	0	0	0	0	1	0	0	3
(割合)		(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(25 %)	(0%)	(0%)	(75%)
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
年齢(最高		_	_	_	_	_	_	_	_	42
~最低)		>	>	>	}	>	>	>	>	>
		_	_	_	_	-	_	_	_	33
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
所定内給与		_	_	_	_	_	_	_	_	2,632
年額(最高~ 最低)		>	>	}	}	>	>	>	>	` }
2/2 (23/)		_	_	_	_	-	_	_	_	2,471
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額		_	_	_	_	_	-	_	_	3,593
(最高~最 低)		}	>	>	}	}	}	}	>	` }
PEN/		_	_	_	_	_	_	_	_	3,386

注:9級~2級における該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

# ④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	- -	— —	- -
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	- -	_	_
,,,,	最高~最低	- -	- -	- -
	一律支給分(期末相当)	65.4	68.6	67.1
一般 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6	31.4	32 <b>.</b> 9
	最高~最低	37.8~31.8 <sup>%</sup>	34.1~29.0 <sup>%</sup>	34.2~30.4 <sup>%</sup>

注:管理職員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報がおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)

103.9

対他法人(事務・技術職員)

96.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、 すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

### 給与水準の比較指標について参考となる事項

### ○ 事務 • 技術職員

○事務·技術職員	
項目	内容
指数の状況	対国家公務員       103.9         地域勘案       97.9         参考       学歴勘案         地域・学歴勘案       96.8
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない 【累積欠損額について】 累積欠損額はない
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	当機構の事務所は、東京都と千葉県に設置しており、全国規模である国家 公務員と比較しているため (参考)地域手当率 東京特別区14.5%、千葉市8% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0%~14.5%となっている
講ずる措置	・平成19年度における対国家公務員指数(年令)は103.9と国家公務員を上回っているが、当機構の勤務地域は東京都特別区と千葉県であり、地域勘案の国家公務員指数は97.9と国家公務員を下回っているところであるが、平成22年度においても100を下回るよう引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとする。(平成22年度に見込まれる対国家公務員指数)年齢勘案:106.7年齢+地域+学歴勘案:99.4注:この指数は、平成19年度の国家公務員と当機構における平均給与額から平成22年度に見込まれる平均給与額を推計し比較した数値である。

- (その他)
  ・平成19年度における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 0.3%
  ・平成19年度における管理職の割合 11.1%
  ・平成19年度における大卒以上の高学歴者の割合 55.6%

### Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較增	∄△減	中期目標期 (平成17年♪ △減	間開始時 ま)からの増
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	231,045	208,804	22,241	(10.7)	407	(0.2)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	1606	802	804	(100.2)	1,606	( - )
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	137,158	117,569	19,589	(16.7)	28,490	(26.2)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	29,062	28,009	1,053	(3.8)	$\triangle 352$	(△ 1.2)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	398,871	355,184	43,687	(12.3)	30,151	(8.2)

### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、対前年度比10.7%増加、最広義人件費については、対前年度比12.3%増加している。これは、当機構の業務の本格化に伴い、売却計画に沿って売却物件数が前年度比約1.4倍になったことにより、職員が増加(当機構の業務本格化時における予定人員の範囲内)したためである。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組 ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直 しの方針

中期計画において、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

③人件費削減の取組の進捗状況

### (人員純減)

- a 基準日の人員数:41名(常勤役員1名、常勤職員40名(任期付職員含む))
- b 当年度末日の人員数:39名(常勤役員1名、常勤職員38名(任期付職員含む))
- c 当年度末日までの人員純減率4.9%

#### (人員純減) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年 度 (平成17	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
年度末人員数 (人)	36	36	39	-	-	-

# IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立し、平成22年9月に解散する有期の法人である。